

平成24年度 公共施設マネジメント基本方針策定

藤久保公共施設ワークショップ

まちづくり懇話会 意見聴取

民間企業との対話（民間資金活用による施設整備の調査）

パブリックコメント

PFI等導入可能性調査

団体ヒアリング

意見箱・LINEによる意見募集

住民説明会 など・・・

様々な場面で周知や
意見募集を実施しました



令和3年度 藤久保地域拠点施設基本計画策定

本事業を **PFI – BTO方式** で実施することを決定



PFI = Private Finance Initiative

公共事業を民間の資金や経営能力、技術を活用して行う手法です。

公共施設の設計、建設、維持管理、運営などを民間の力で効率的に行うこと
を目的としています。

→・公共サービスの向上

- ・事業コストの削減
- ・地域経済の活性化
- ・自治体財政負担の軽減

PFIにおけるBT0方式の概要

Build : 民間事業者が資金を調達し、公共施設の設計・建設を行います。

Transfer : 建設が完了すると、施設の所有権は公共に移転されます。

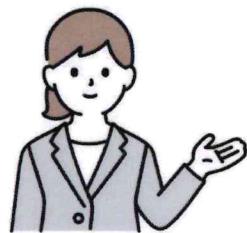
Operate : 民間事業者は、施設の維持管理・運営を継続します。

藤久保地域拠点施設整備事業～これまでの経緯②

PFI-BTO方式とは

➡ 民間事業者が施設を建設した後、施設の所有権を町に移したうえで、施設の運営を行うもの

民間企業が担う部分

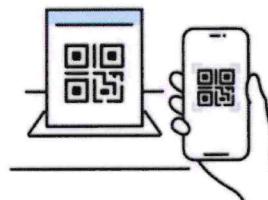


総合案内・貸館業務



施設管理(点検・清掃・修繕等)

施設の維持管理や技術力



新しい技術の提案・提供



設計・建設・工事監理

町職員が担う部分



支援・相談対応

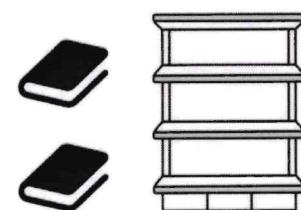


運営業務

町直営による運営全般



事業の企画・実施



図書館サービス・選書等

基本理念

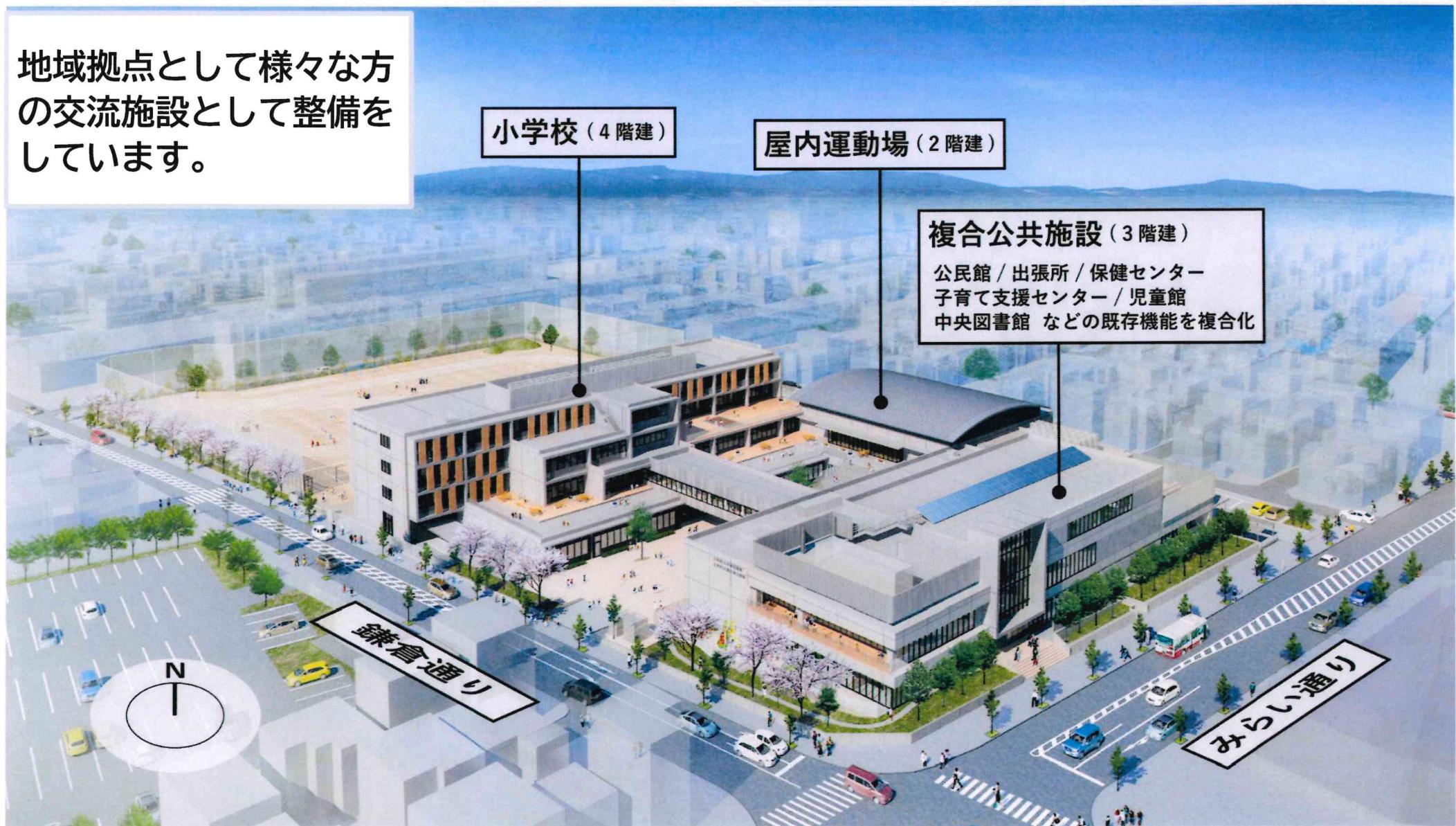
～集い・学び・育つ～
輝く未来創造拠点

コンセプト

- ・町のランドマーク（象徴）となる文化創造の場
- ・まちづくり機能のつながり
(教育・子育て、健康・福祉、市民活動、情報発信…)
- ・地域交流、学び、活動の広がり（すべての人の居場所に）
- ・活力と賑わいの創出（イベント、民間施設との融合）

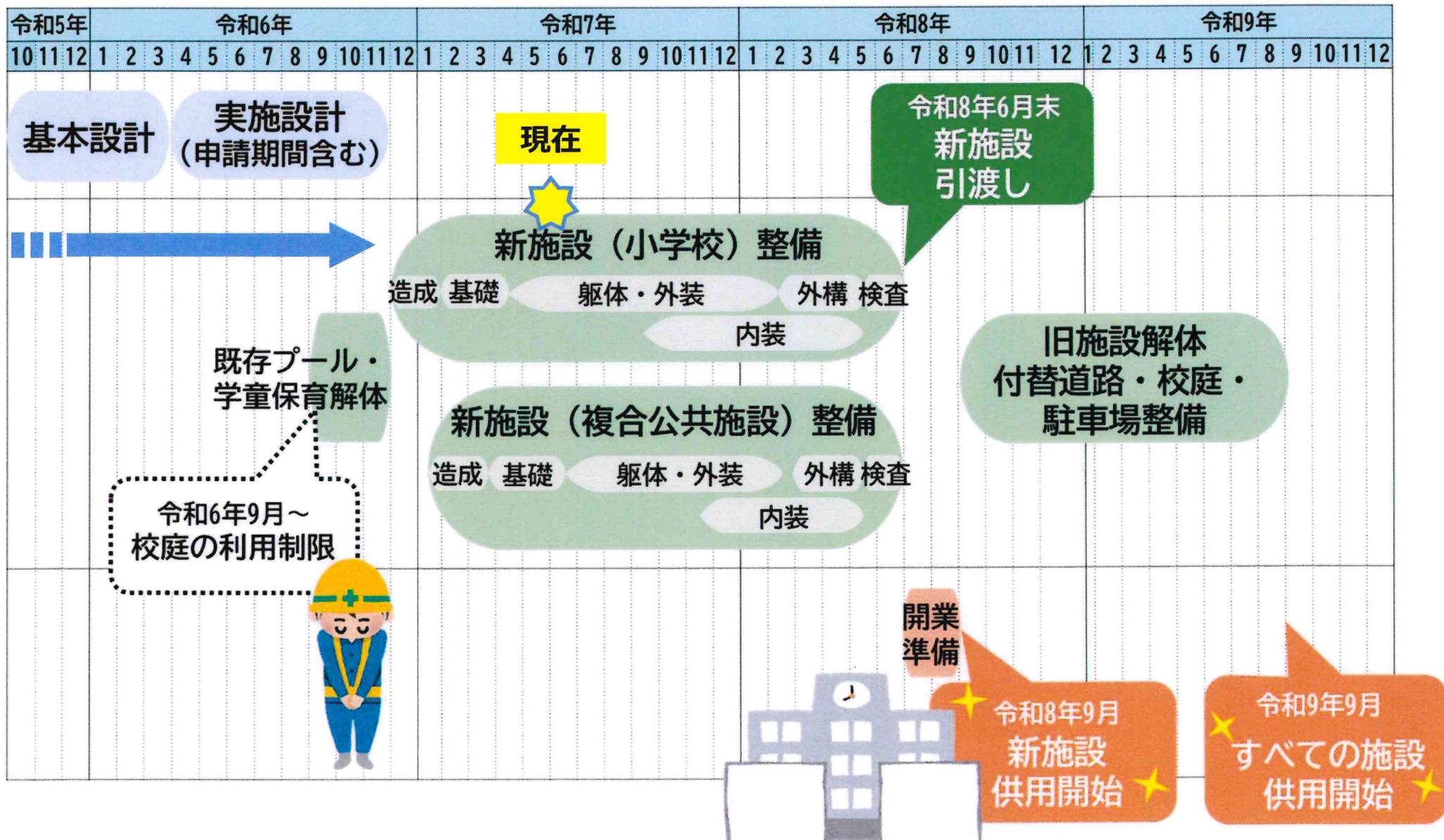
0. イントロダクション

地域拠点として様々な方の交流施設として整備をしています。

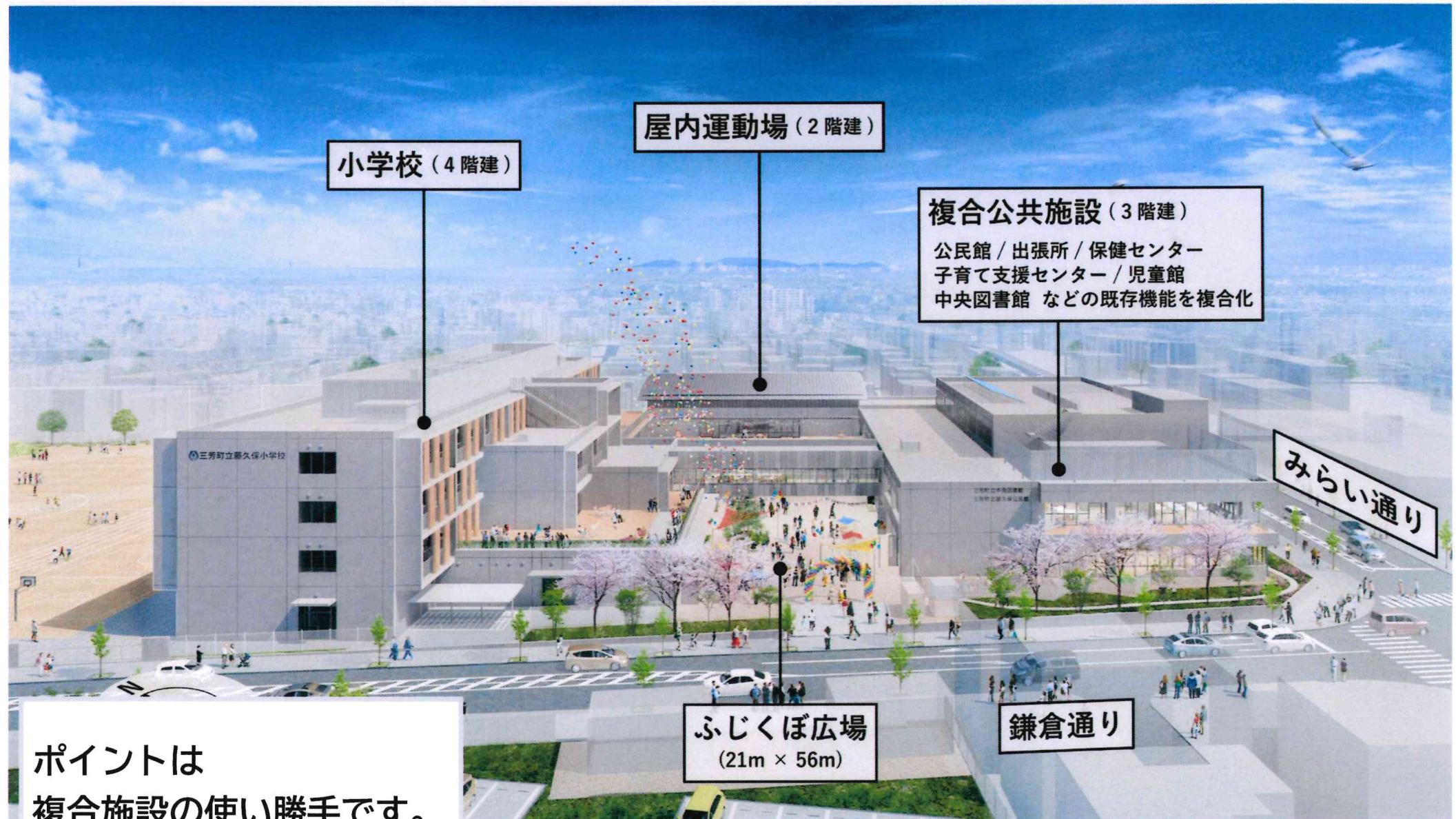


鎌倉通り - みらい通り 交差点

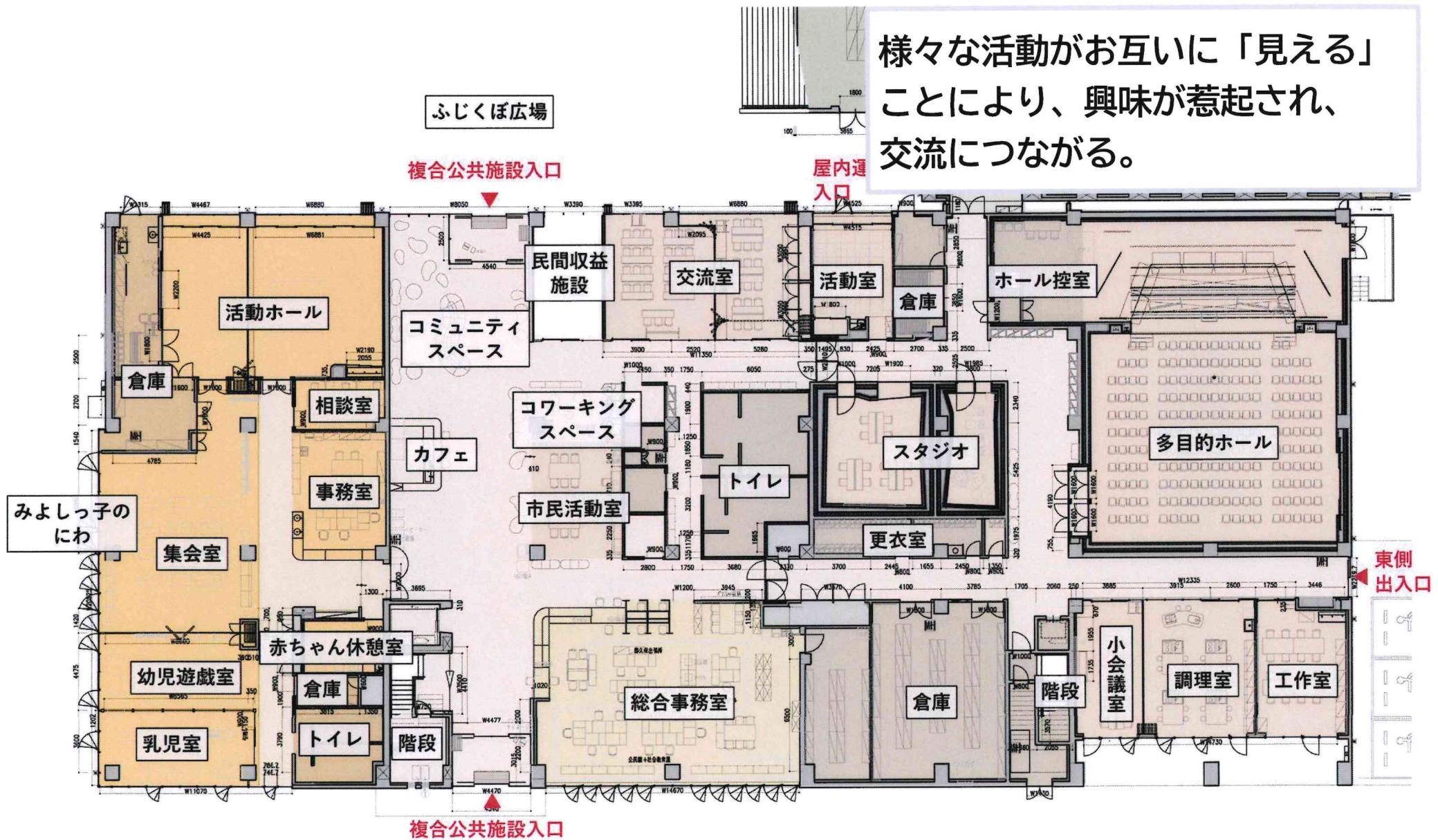
1. 工事進捗等



2. 施設について



2. 施設について



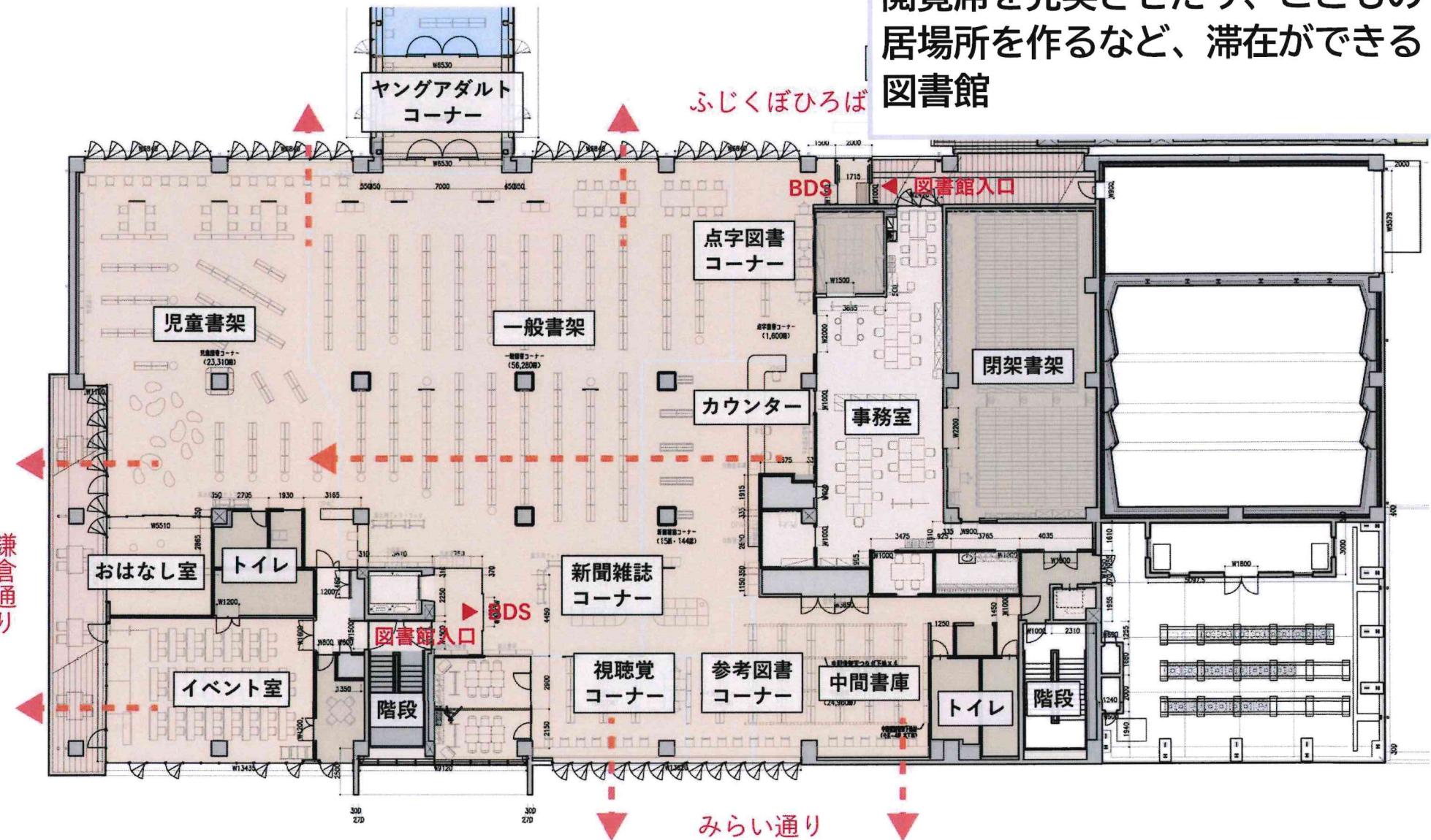
複合公共施設 61 階平面図

2. 施設について



2. 施設について

閲覧席を充実させたり、子どもの居場所を作るなど、滞在ができる
図書館



2. 施設について



複合公共施設 3階平面図

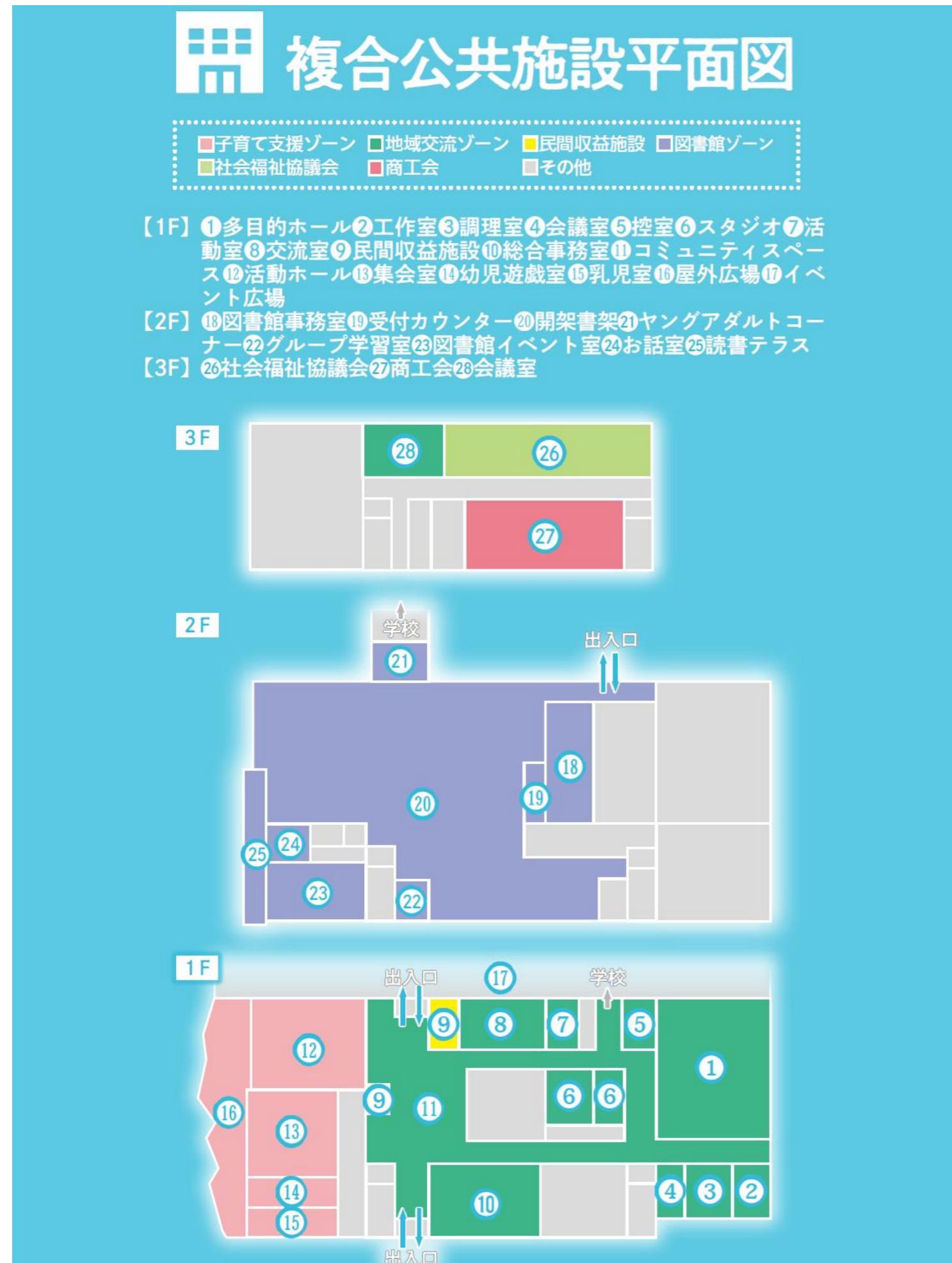
2. 施設について

2026年9月にオープン予定

賑わいのある施設、交流のある施設、使い勝手の良い施設を目指して整備を進めていきますので、完成後は大いに利用、活用をお願いいたします。



複合公共施設 2階から



■地域交流ゾーンの施設概要

①	多目的ホール	307.2 m ²	
②	工作室	41.0 m ²	
③	調理室	50.0 m ²	
④	会議室	35.2 m ²	
⑤	控室	36.5 m ²	
⑥	スタジオA、スタジオB	62.8 m ²	
⑦	活動室	35.1 m ²	
⑧	交流室	82.7 m ²	
⑨	民間収益施設		19.7 m ²
⑩	総合事務室		162.0 m ²
⑪	コミュニティースペース		193.1 m ²
合 計		650.5 m ²	

(参考)

■藤久保公民館の施設概要

①	多目的ホール	203.8 m ²	
②	美術工作室	43.5 m ²	
③	学習室	40.9 m ²	
④	和室	68.3 m ²	
⑤	図書室	36.1 m ²	
⑥	視聴覚室	39.1 m ²	
⑦	団体活動室	20.7 m ²	
⑧	保育室	35.2 m ²	
⑨	ロビーほか共用スペース		735.7 m ²
合 計		487.6 m ²	

藤久保地域拠点施設の運営のあり方について ~ 庁内協議体と協議スケジュール

藤久保地域拠点施設検討会議 設置要綱（抜粋）

(設置)

第1条 藤久保地域拠点施設整備等事業を官民連携事業として実施するために必要となる検討を行うため、藤久保地域拠点施設検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討会議は、藤久保地域拠点施設整備等事業に関する次の事務を所掌する。

(1) 官民連携による事業実施に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は町長とし、副委員長は副町長とする。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 検討会議は、必要に応じ委員以外の者を招集し、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の事務局は、施設マネジメント課に置く。

(検討部会)

第7条 検討会議の所掌事項を専門的に協議及び検討するために、検討部会を置くことができる。

(別表)

委員	総合調整幹、政策推進室長、総務課長、財政デジタル推進課長、施設マネジメント課長、秘書広報室長、自治安心課長、文化・スポーツ推進課長、住民課長、福祉課長、健康増進課長、こども支援課長、都市計画課長、道路交通課長、上下水道課長、教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、教育センター長、図書館長
----	--

藤久保地域拠点施設運営検討部会 要領（抜粋）

(任務)

第1条 検討部会は、藤久保地域拠点施設に関する次の内容を検討し、藤久保地域拠点施設検討会議へ報告する。

(1) 施設設置条例等

(2) 施設の運営に関する組織、機構

(3) 移行に伴う業務の整理

(組織)

第2条 検討部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

2 部会長は町長とする。副部会長は副町長とする。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 検討会議は、必要に応じ委員以外の者を招集し、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討部会の事務局は、施設マネジメント課に置く。

【府内意思決定のプロセス】

藤久保地域拠点施設運営検討部会による協議検討
(4月～11月)

藤久保地域拠点施設検討会議へ結果報告

以降、検討会議により進行

【府内意思決定の時期】

素案の確定 11月

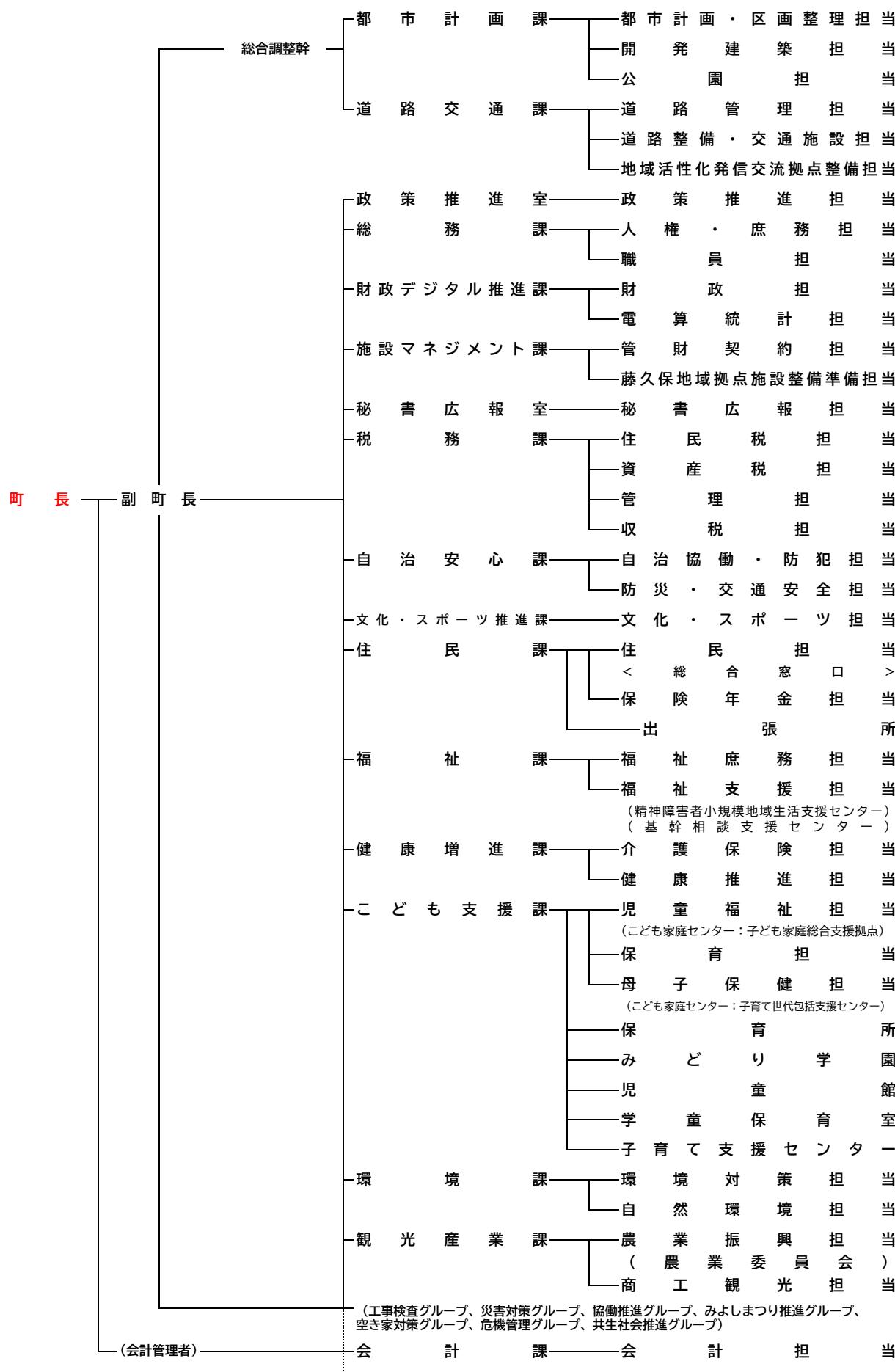
- 関係条例
 - 組織機構
 - 関係予算
- パブコメ 12月 → 3月議会

	運営検討部会	公民館運営審議会
4月	第1回 ・検討部会の立ち上げ ・内容確認、スケジュール確認	
6月	第2回 ・組織機構（案） ・設置条例（案） ・条例中の減免規定（案） ・別に定める規則等 ・予算組立（案）	・複合公共施設（地域交流ゾーン）の運営手法（案）について ・藤久保公民館の見直し及び個別条例等の改正（案）について ・公民館使用料減免規程の承継について
7月	～関係分野ごと協議検討～	
8月	第3回 ・組織機構 ・設置条例 ・減免規定等 ・予算組立 策定 策定 策定 策定	・地域交流ゾーンの運営手法について（確認） ・公民館条例等の改正について（確認） ・減免規定の調整について（確認）
9月	～関係分野ごと協議検討～	・答申書策定 確認 ・答申 ・定例教育委員会 ・総合教育会議
11月	第4回 ・検討部会報告とりまとめ ・検討会議への結果報告	

資料4

《三芳町行政機構図》

令和7年4月1日現在



上 下 水 道 事 業

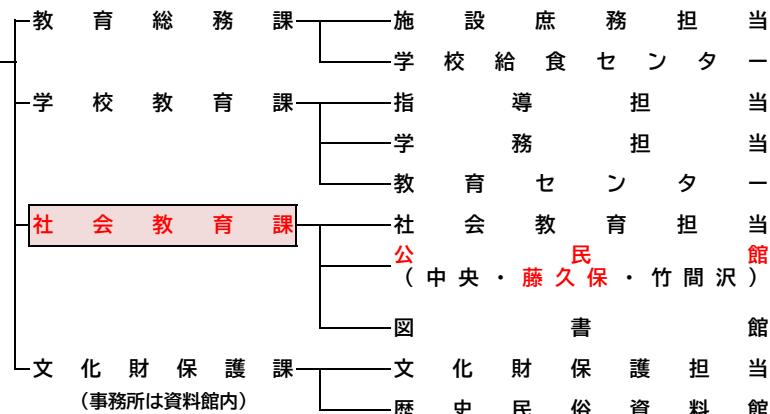
(三芳町長)

上 下 水 道 課



教 育 委 員 会

教 育 長



町 立 小 ・ 中 学 校

議 会 ————— 議 会 事 務 局 ————— 議 事 調 査 担 当

行政委員会

選挙管理委員会	事 務	【総務課 人権庶務担当】
監査委員	事 務	【総務課 人権庶務担当】
農業委員会	事 務 局	【観光産業課 農業振興担当】
固定資産評価審査委員会	事 務	【総務課 人権・庶務担当】
公平委員会	事 務	【政策推進室 政策推進担当】

人 口 37,363人 (令和7年2月末日時点 外国人を含む)

世帯数 17,155世帯

面 積 15.33km²

町の将来像 共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる 幸せのまち

職員構成 町部局 240人

それ以外の部局 42人

合計職員数 282人 (令和7年4月1日現在)

職員1人当たりの住民数 132.5人

役場所在地 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話番号 049-258-0019



公民館の位置付け（法的整理）

～地方教育行政の組織及び運営に関する法律～

(教育委員会の職務権限)

第 21 条 教育委員会は、教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

～社 会 教 育 法～

(市町村の教育委員会の事務)

第 5 条 市町村の教育委員会は、社会教育に関し、次の事務を行う。

3 公民館の設置及び管理に関すること。

4 図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

第五章 公民館

(目的)

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第 22 条 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

1 定期講座を開設すること。

2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

～三芳町公民館の設置及び管理に関する条例～

(設置)

第 1 条 社会教育法第 20 条の目的を達成するため、同法第 21 条の規定に基づき、三芳町に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 三芳町立中央公民館 三芳町大字北永井 348 番地 2

(2) 三芳町立藤久保公民館 三芳町大字藤久保 7232 番地 1

(3) 三芳町立竹間沢公民館 三芳町大字竹間沢 555 番地 1

(管理)

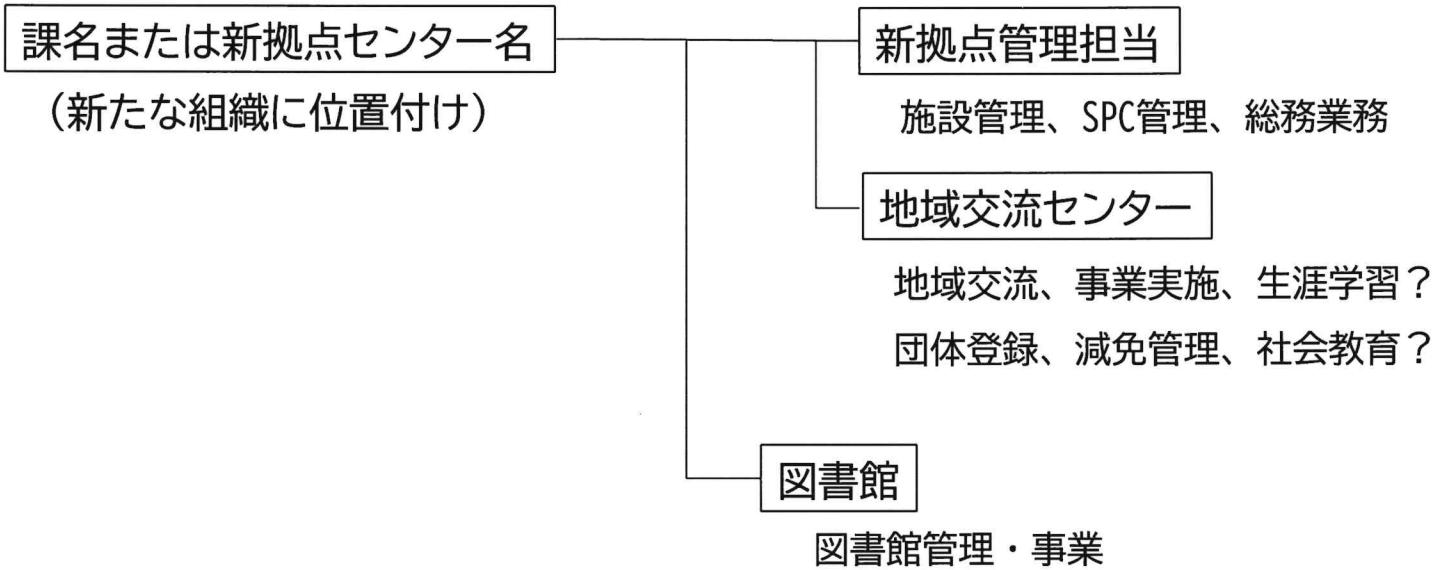
第 4 条 公民館は、三芳町教育委員会がこれを管理する。

(使用料の減免)

第 15 条 公共団体若しくは公共的団体又は法第 22 条に定める公民館事業と同様の事業を行うことを目的として公民館を使用する場合においては、前条第 3 項の使用料を減免することができる。

組織改正の方向性

- ◆ 藤久保地域拠点施設を、新たな課として設置
- ◆ 図書館は町長部局として、新しい課が管理する施設
- ◆ 藤久保公民館は廃止（従前の事業を継承）
→地域交流センターを町長部局として設置し、新しい課が管理する



これまでの社会教育・生涯学習の機能を引き継ぎつつ(?)、地域の様々な方と一緒にになって、複雑、多様化する**地域課題の解決や地域づくりを進める拠点施設**としての役割を担います。

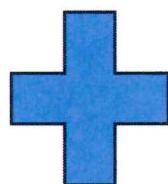


令和8年9月から(予定)



公民館活動
(社会教育法に基づく活動)

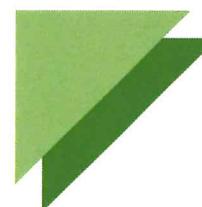
- ・講座や学級活動
- ・社会教育団体活動
- ・地域活動
- ・営利を目的としない活動 など



地域課題の解決や地域づくりにつながる活動
(社会教育法の制限を受けない活動)

- ・住民や団体などの交流
- ・まちづくり活動の支援
- ・個人、企業での活動
- ・営利を伴う活動 など

従来の活動はこれまでどおりに行うことができ(?)、新たな活動にも利用可能です！



新たな組織による施設運営の効果（ねらい）

▶ 地域交流、学びの新たな広がり

新しい利用者が増え、交流の幅が広がり、様々な学びの機会が広がる場となる。
→(従来の)公民館事業、教育関係(社会・家庭・学校)事業、団体利用に加え(?)、
利用制限の緩和により、個人、企業、営利を伴う利用も可能となる

▶ シンボル的な文化創造の場

町の特徴的な施設として、これまでの取組みに磨きをかけ、新たなステージでの文化創造が広がる場となる。

→一元化により、既存の文化芸術分野事業とも融合

▶ まちづくり分野間の連携

地域活動が、教育・子育て、健康・福祉、防災等、様々な分野と柔軟に連携し、新たな事業展開を進める場となる。



施設運営方針（PFI-BT0方式）に照らした 公民館事務の振り分け

「三芳町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則」より

(目的)

第1条 この規則は、三芳町公民館の設置及び管理に関する条例第16条の規定に基づき、三芳町立公民館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第9条 庶務担当においては、次の事務を掌る。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。 →**民間委託**
- (3) 公印の管理及び文書の処理に関すること。
- (4) 物品の出納、保管及び修理に関すること。 →**民間委託**
- (5) 公民館の施設の利用許可に関すること。 →**民間委託**

2 事業担当においては、次の事務を掌る。

- (1) 事業等の企画・実施及び報告に関すること。
- (2) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡に関すること。
- (3) その他公民館の事業等に関すること。

新たな施設では……

◆施設管理部門→民間委託
(PFI-BT0)

- ・施設、設備、備品等の保守管理
- ・施設の貸出等、窓口業務

◆事業運営部門→町の直営

- ・事業の企画、実施
 - ・活動団体との連絡、相談業務
 - ・団体登録、減免管理
 - ・その他、予算、文書管理
- ※庶務事業担当に一元化
※組織人事運営の合理化